



平成25年10月31日

株式会社川島に対する景品表示法に基づく措置命令について

消費者庁は、本日、株式会社川島（以下「川島」という。）に対し、消費者庁及び公正取引委員会（公正取引委員会事務総局九州事務所）の調査の結果を踏まえ、景品表示法第6条の規定に基づき、措置命令（別添参照）を行いました。

川島が供給する中古自動車に係る表示について、景品表示法に違反する行為（同法第4条第1項第1号（優良誤認）に該当）が認められました。

1 川島の概要

所在地 北九州市八幡西区星ヶ丘五丁目5番41号
代表者 代表取締役 川島 康寛
設立年月 平成22年11月
資本金 300万円（平成25年9月現在）

2 措置命令の概要

(1) 対象商品

中古自動車13台

(2) 対象表示

ア 表示の概要

(ア) 表示媒体

「G○○九州版」と称する中古自動車情報誌のうち、下表「G○○九州版掲載号」欄記載の号

(イ) 表示内容

下表「車種」欄記載の中古自動車13台について、「修無」と記載することにより、あたかも、当該中古自動車の車体の骨格部位に修復歴がないかのように示す表示をしていた（表示例については別紙参照）。

イ 実際

下表「車種」欄記載の中古自動車13台は、オートオークションからの仕入れ時に提示されるオートオークション出品票に、車体の骨格部位が損傷するなどの修復歴を示す記号が記載された修復歴があるものであった。

No.	車種	車台番号	Goo九州版 掲載号
1	ライフ F	JB5-1036270	2012.08.12
2	ムーヴラテ X	L550S-0056203	2012.08.26
3	グランビア G	VCH10-0030328	2012.08.26
4	eKワゴン M	H81W-1519648	2012.09.09 2012.09.23
5	ライフ ディーバ	JB5-4547968	2012.09.09
6	ライフ C	JB5-4103666	2012.09.23
7	MRワゴン N-1	MF21S-352742	2012.09.23
8	パジェロミニ X	H53A-0204822	2012.09.23
9	ピノ E	HC24S-536760	2012.10.13
10	ゼスト G	JE1-1007314	2012.10.13
11	プレオ LタイプS	RA1-366990	2012.10.13
12	ザッツ アイテム	JD1-1043419	2012.10.13
13	ステップワゴン D	RF3-1039270	2012.10.13

(3) 命令の概要

ア 前記(2)の表示は、当該中古自動車の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すものであり、景品表示法に違反するものである旨を一般消費者に周知徹底すること。

イ 再発防止策を講じて、これを役員及び従業員に周知徹底すること。

ウ 今後、同様の表示を行わないこと。

【本件に対する問合せ先】

消費者庁表示対策課

電 話 03-3507-9239

ホームページ <http://www.caa.go.jp/>

公正取引委員会事務総局九州事務所取引課

電 話 092-431-6031

ホームページ http://www.jftc.go.jp/regional_office/kyusyu/

<表示例>

川島が「G○○九州版」の「2012.08.12」号に掲載していた中古自動車のうち1台の表示（表のNo. 1「ライフ F」）



修無

実際には、オートオークションからの仕入れ時に提示されるオートオークション出品票に、車体の骨格部位が損傷するなどの修復歴を示す記号が記載された修復歴があるものであった。

なお、修復歴については、「G○○九州版」の欄外に次のとおり表示されている（拡大したもの）。

<p>修復歴について</p>	<p>修無 修復歴無 修有 修復歴有</p>	<p>修復歴表示の定義は、自動車公正取引協議会規約に基づき、規約に定められた部位を、交換または修正なしのクルマ。もしくは第三者である有資格者により、「修復歴なし」と証明書類にて証明されたものは「修復歴なし」と表示している。</p>
-----------------------	----------------------------	---

○ 不当景品類及び不当表示防止法（抜粋）

（昭和三十七年法律第百三十四号）

（目的）

第一条 この法律は、商品及び役務の取引に関連する不当な景品類及び表示による顧客の誘引を防止するため、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれのある行為の制限及び禁止について定めることにより、一般消費者の利益を保護することを目的とする。

（不当な表示の禁止）

第四条 事業者は、自己の供給する商品又は役務の取引について、次の各号のいずれかに該当する表示をしてはならない。

- 一 商品又は役務の品質、規格その他の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示し、又は事実と相違して当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも著しく優良であると示す表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの
- 二 商品又は役務の価格その他の取引条件について、実際のもの又は当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの
- 三 前二号に掲げるもののほか、商品又は役務の取引に関する事項について一般消費者に誤認されるおそれがある表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認めて内閣総理大臣が指定するもの

2 （省略）

（措置命令）

第六条 内閣総理大臣は、第三条の規定による制限若しくは禁止又は第四条第一項の規定に違反する行為があるときは、当該事業者に対し、その行為の差止め若しくはその行為が再び行われることを防止するために必要な事項又はこれらの実施に関連する公示その他必要な事項を命ずることができる。その命令は、当該違反行為が既になくなつている場合においても、次に掲げる者に対し、することができる。

- 一 当該違反行為をした事業者
- 二 当該違反行為をした事業者が法人である場合において、当該法人が合併により消滅したときにおける合併後存続し、又は合併により設立された法人
- 三 当該違反行為をした事業者が法人である場合において、当該法人から分割により当該違反行為に係る事業の全部又は一部を承継した法人
- 四 当該違反行為をした事業者から当該違反行為に係る事業の全部又は一部を譲り受けた事業者

(報告の徴収及び立入検査等)

第九条 内閣総理大臣は、第六条の規定による命令を行うため必要があると認めるときは、当該事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者に対し、その業務若しくは財産に関して報告をさせ、若しくは帳簿書類その他の物件の提出を命じ、又はその職員に、当該事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者の事務所、事業所その他その事業を行う場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2～4 (省略)

(権限の委任)

第十二条 内閣総理大臣は、この法律による権限（政令で定めるものを除く。）を消費者庁長官に委任する。

2 消費者庁長官は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限の一部を公正取引委員会に委任することができる。

3 公正取引委員会は、前項の規定により委任された権限を行使したときは、速やかに、その結果について消費者庁長官に報告するものとする。

○ 不当景品類及び不当表示防止法第十二条第一項及び第二項の規定による権限の委任に関する政令（抜粋）

(平成二十一年政令第二百十八号)

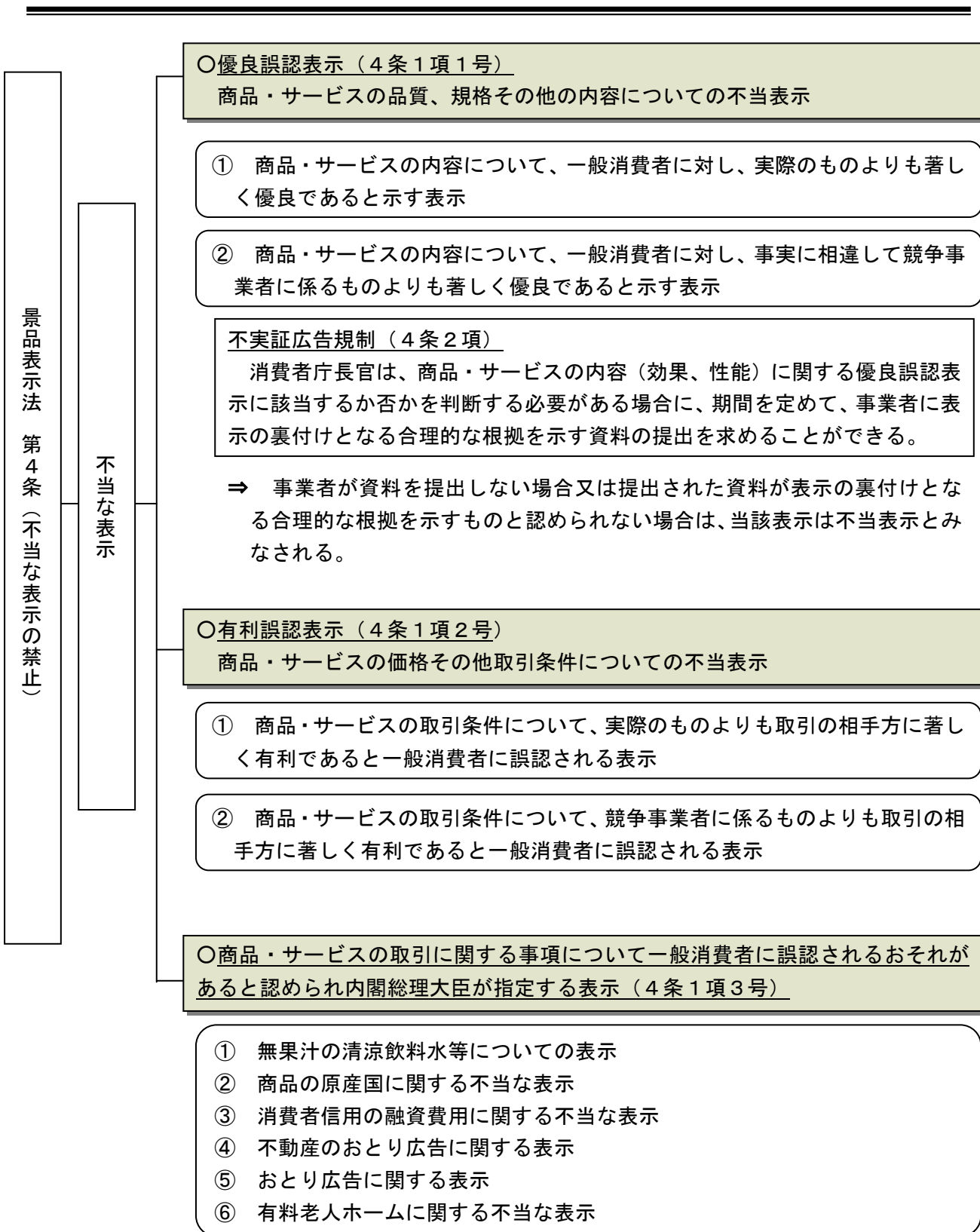
(消費者庁長官に委任されない権限)

第一条 不当景品類及び不当表示防止法（以下「法」という。）第十二条第一項の政令で定める権限は、法第二条第三項及び第四項、第三条、第四条第一項第三号並びに第五条第一項（消費者委員会からの意見の聴取に係る部分に限る。）及び第二項の規定による権限とする。

(公正取引委員会への権限の委任)

第二条 法第十二条第一項の規定により消費者庁長官に委任された権限のうち、法第九条第一項の規定による権限は、公正取引委員会に委任する。ただし、消費者庁長官が自らその権限を行使することを妨げない。

景品表示法による表示規制の概要



消表対第478号
平成25年10月31日

株式会社川島

代表取締役 川島 康寛 殿

消費者庁長官 阿南 久

(公印省略)

不当景品類及び不当表示防止法第6条の規定に基づく措置命令

貴社は、貴社が供給する中古自動車の取引について、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号。以下「景品表示法」という。）第4条第1項の規定により禁止されている同項第1号に規定する不当な表示を行っていたので、同法第6条の規定に基づき、次のとおり命令する。

1 命令の内容

- (1) 貴社は、貴社が運営する「グッド木屋瀬店」と称する中古自動車販売店（以下「グッド木屋瀬店」という。）において一般消費者に販売していた別表の「車種」欄記載の中古自動車に係る表示に関して、次に掲げる事項を速やかに一般消費者に周知徹底しなければならない。この周知徹底の方法については、あらかじめ、消費者庁長官の承認を受けなければならない。
 - ア 貴社は、別表の「車種」欄記載の中古自動車13台を一般消費者に販売するに当たり、「Goo九州版」と称する中古自動車情報誌（以下「Goo九州版」という。）のうち、同表の「Goo九州版掲載号」欄記載の号において、「修無」と記載することにより、あたかも、当該中古自動車の車体の骨格部位に修復歴がないかのように示す表示をしていたこと。
 - イ 実際には、当該中古自動車は、オートオークションからの仕入れ時に提示されるオートオークション出品票（以下「出品票」という。）に、車体の骨格部位が損傷するなどの修復歴を示す記号が記載された修復歴があるものであったこと。
 - ウ 前記アの表示は、前記イのとおりであって、当該中古自動車の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すものであり、景品表示法に違反するものであること。
- (2) 貴社は、今後、中古自動車の取引に関し、前記(1)記載の表示と同様の表示が行われることを防止するために必要な措置を講じ、これを貴社の役員及び従業員に周知徹底しなければならない。
- (3) 貴社は、今後、中古自動車の取引に関し、前記(1)記載の表示と同様の表示を行うことにより、中古自動車の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると

示す表示をしてはならない。

- (4) 貴社は、前記(1)に基づいて行った周知徹底及び前記(2)に基づいて採った措置について、速やかに文書をもって消費者庁長官に報告しなければならない。

2 事実

- (1) 株式会社川島（以下「川島」という。）は、北九州市八幡西区星ヶ丘五丁目5番41号に本店を置き、中古自動車の販売業等を営む事業者である。
- (2) 川島は、オートオークション等により中古自動車を仕入れ、グッド木屋瀬店等において、中古自動車を一般消費者に販売している。
- (3) 川島は、グッド木屋瀬店において中古自動車を一般消費者に販売するに当たり、Goo九州版に、販売する中古自動車の商品情報を掲載しており、その表示内容について、自ら決定している。
- (4)ア 川島は、グッド木屋瀬店において別表の「車種」欄記載の中古自動車13台を一般消費者に販売するに当たり、同表の「Goo九州版掲載号」欄記載の号において、「修無」と記載することにより、あたかも、当該中古自動車の車体の骨格部位に修復歴がないかのように示す表示をしていた。

イ 実際には、当該中古自動車は、オートオークションからの仕入れ時に提示される出品票に、車体の骨格部位が損傷するなどの修復歴を示す記号が記載された修復歴があるものであった。

3 法令の適用

前記事実によれば、川島は、自己の供給する中古自動車13台の取引に関し、当該中古自動車の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すことにより、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められる表示をしていたものであり、この表示は、景品表示法第4条第1項第1号に該当するものであって、かかる行為は、同項の規定に違反するものである。

4 法律に基づく教示

- (1) 行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第57条第1項の規定に基づく教示

この処分について不服がある場合には、行政不服審査法第6条の規定に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、書面により消費者庁長官に対し異議申立てをすることができる。

- (2) 行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第46条第1項の規定に基づく教示

訴訟により、この処分の取消しを求める場合には、行政事件訴訟法の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国（代表者法務大臣）を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができる。

（注1） この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

(注2) 異議申立てをして決定があった場合には、この処分の取消しの訴えは、その決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。ただし、その決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、その決定の日から1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

別表

番号	車種	車台番号	Goo九州版 掲載号
1	ライフ F	JB5-1036270	2012.08.12
2	ムーヴラテ X	L550S-0056203	2012.08.26
3	グランビア G	VCH10-0030328	2012.08.26
4	eKワゴン M	H81W-1519648	2012.09.09 2012.09.23
5	ライフ ディーバ	JB5-4547968	2012.09.09
6	ライフ C	JB5-4103666	2012.09.23
7	MRワゴン N-1	MF21S-352742	2012.09.23
8	パジェロミニ X	H53A-0204822	2012.09.23
9	ピノ E	HC24S-536760	2012.10.13
10	ゼスト G	JE1-1007314	2012.10.13
11	プレオ LタイプS	RA1-366990	2012.10.13
12	ザッツ アイテム	JD1-1043419	2012.10.13
13	ステップワゴン D	RF3-1039270	2012.10.13